

令和7年度版 阿賀町立保育園の概要

阿賀町保育園の概要

入園前に・・・

保護者にとってお子さまの入園は心配なものです。はじめて集団生活を迎える子どもたちも期待と不安が入りまじった気持ちで入園の日を待っています。あまり小さな事で叱ったりせず、自分でやろうとする意欲を持てるように、おおらかな気持ちで接してあげたいものです。入園は同時に、保護者にとっても新しい出発であると感じます。

新しい環境の中で、たくさんの友達や保育士との出会いの中で、少しずつ成長する子どもを温かく見守ってあげたいものです。

阿賀町の保育園（認可保育園）

ひまわり保育園	阿賀町津川100番地	TEL 92-2572
上条保育園	阿賀町両郷甲3192番地	TEL 95-2726
わかば保育園	阿賀町あが野南4324番地8	TEL 99-2230

定員

ひまわり保育園	120人
上条保育園	60人
わかば保育園	120人



保育方針

- 子どもの人間性を尊重し、温かい家庭的な雰囲気の中で、一人一人の子どもを大切にのびのびと健やかな子を育てる。
- 阿賀町の自然豊かな環境の中で、自然との関わりを大切に、限りない夢を持てる子を育てる。

保育目標

• 元気に遊ぶ子



• 思いやりのある子



• 考える子



保育時間

	標準時間認定	短時間認定
月～金	午前7時30分～午後6時30分	午前8時00分～午後4時00分
第1・3・5土曜日		

(※全ての保育園で第2・第4土曜日は休園となります。)

- ・全ての保育園で月曜から金曜日、土曜日の早朝保育（午前7時30分～午前8時00分）延長保育（午後4時00分～午後6時30分）を行っています。
- ・短時間認定の場合は、早朝・延長の利用負担があります。
- ・土曜日は事前の申し込みが必要です。
- ・運営上特に必要となる場合は臨時休園・午前保育等を実施することがあります。



年間行事予定

入園式、健康診断、歯科検診、バス遠足、個別懇談会
七夕、プール遊び、夏まつり、運動会、お月見
作品展、クリスマス会、豆まき、発表会、卒園式など
行事等については毎月園だより等で連絡いたします。



服装等について

- ・園児服。（6月から9月は指定なし）
- ・吊りズボン・フード付きトレーナー等の着用はご遠慮ください。
- ・靴は一人で履けるなど、履きやすいものにしてください。
- ・内履きはズックにしてください。
- ・衣類は清潔で、運動しやすいものにしてください。
- ・上着・帽子・コートなどは掛けやすいよう紐をつけてください。
- ・すべての持ち物にはっきり名前をつけてください。
- ・ハンカチ・ティッシュは毎日ポケットに入れておいてください。
- ・保育園で徴収する以外のお金や玩具・お菓子などは持たせないでください。



保護者負担となる保育用品

- ・園児服・体操着・月刊絵本・自由画帳・クレヨン・ハサミ 等
（その他に各園で、保護者負担となる保育用品がありますので予め御了承ください）
- ※ 阿賀町では給食に係る食材料費の保護者負担はありません。



保育園への通園及び送迎

登降園は保護者の責任において実施し、基本的に保護者が付添うものとします。
また、保護者以外の方が迎えにくる場合は、保育園にご連絡ください。
なお、送迎バス運行地区はバスを利用できます。（満2才から）

欠席の届け出

- ・病気等により欠席する場合は、保育園へご連絡ください。
- ・伝染性の病気にかかった場合は医師の証明が必要になる場合があります。保育園へご相談ください。
- ・伝染性の疾病が流行した場合や感染の恐れがある場合には、囑託医師と相談のうえ休園またはそのクラスを休みとする場合があります。



※病後児保育室を開設しています。登園許可が出ない間や、体調が万全に回復していない時で保育が必要な時などをご利用ください。

詳しくは、こども・健康推進課（92-5762）までお問い合わせください。



保育園へ入園できる基準は

- 1 児童の保護者が仕事のため、その児童を保育できない場合
- 2 児童の保護者が病気やけがをしているか、心身に障害があり保育できない場合
- 3 母親が妊娠中・出産の前後のため保育ができない場合
- 4 その児童の家庭において病人等の介護・看護のため保育できない場合
- 5 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたり保育ができない場合
- 6 求職活動（起業準備含む）中で保育できない場合
- 7 虐待やDVのおそれがあり保育できない場合

保育の実施期間

保育園入園日から小学校へ入学する年の3月31日まで



保育料について

保育料は保護者の就労状況に応じて標準時間と短時間で保育料（月額）を設定します。保育料の算定は「住民税（所得割）」を基準とし、4月から8月までは前年度の住民税に基づく金額、9月から3月までは当年度の住民税に基づく金額として決定されます。また、所得金額にかかわらず保護者が監護し、生計が同一であるきょうだいがいる場合、上から数えて第2子は基準額の半額、第3子以降は無料です。この他に要保護世帯等の軽減措置があります。

保育料の無償化について

子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育園を利用する3歳児から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。国の制度では、3歳児から5歳児クラスの副食費（おかず代）を保護者が負担することとなっていますが、阿賀町では副食費を公費負担としていますので、保護者負担はありません。なお、その他の保育活動における実費負担がある場合があります。また、早朝・延長保育については、無償化の対象外です。

保育料の納入について

納入は口座振替にて徴収させていただきます。
毎月の振替日は25日です。期限内の納入にご協力ください。
※口座振替にご協力くださいますようお願いいたします。
口座振替依頼書は各保育園、役場本庁・各支所にあります。



苦情や意見の受付について

保育園に関する要望等を解決するための担当者です。要望等は次の担当職員へお申し出ください。

- (1) 解決責任者 園長
- (2) 受付担当者 副園長

【解決のための第三者委員について】

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、各保育園に第三者委員を設置しています。直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等ができます。委員については、各保育園に掲示していますのでご覧ください。

